

## 徳島県情報公開審査会答申第154号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち「法人の代表者の印影」を除き、全て公開すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成27年6月24日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「小動物処理業務委託に関する契約書（直近）と業務報告書（過去3年間）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成27年7月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書を小動物処理業務に関する「業務委託契約書」、「仕様書」、「委託業務完了報告書」及び「実績報告書」と特定し、そのうち「業務委託契約書」及び「委託業務完了報告書」中の受託業者（以下「本件受託業者」という。）に係る「法人の住所」、「法人の名称」、「代表者の役職及び氏名」及び「印影」（以下「本件情報」と総称する。）を条例第8条第2号に該当するとして非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成27年9月1日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成27年9月16日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分のうち、本件情報を非公開とした部分を取消し、公開することの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件受託業者名の公開について

委託業務は、県が本来行うべき業務を県に代わって受託機関が行うものである。事業の性格は公共事業と同質であり、その事業実態は県民に積極的に公開されるべきである。事業実態とは、誰が、何を、いくらで、いつ、どのように、いつまでにやるかということであり、その事業がどんなメリットを県民にもたらしたかということである。小動物処理業務は、県の委託事業であり、県になりかわって事業を行う受託業者名は積極的に公開すべき情報である。

また、補助金交付先を情報開示するなら、委託事業の委託先も当然情報開示すべきである。実施機関は、補助事業である「と畜場等衛生確保対策事業」の補助金交付先（徳島市と徳島化製事業協業組合）をホームページで情報開示している。補助事業は補助事業者が行う事業への財政援助で、委託事業より公共事業的性格は薄い。と畜場等衛生確保対策事業は、と殺された牛の残さ物を処理する業者に対する補助事業であり、小動物処理業務は炭酸ガスで殺した犬猫の死体を焼却処理する委託事業である。公共事業的性格が薄い補助事業の補助金交付先を情報開示するなら、委託事業の委託先も当然情報開示すべきである。

(2) 公開により本件受託業者の被る風評被害について

犬猫の死体焼却施設は、迷惑施設でもないし、忌避される施設でもない。実施機関は、「住民感情等の中で慎重な対応が必要」と主張する。その趣旨は「犬猫の死体を焼いていることが公にされたら、周辺住民から白眼視される」というようなものと解されるが、それは時代錯誤的な発想である。ごみ焼却施設や火葬場は、かつて「迷惑施設」として周辺住民から嫌がられた時代があった。だが現在は、施設的环境対策も改善され、住民の認識も変わっている。犬猫の死体焼却施設も同様である。電話帳やインターネットでは、ペット葬儀業者が競って広告を出している。世間の目から存在を隠す施設ではなく、存在を堂々とアピールする施設に転換している。業者名を公開しても、受託業者には迷惑はかからない。むしろ「誰もやりたがらなかった仕事を引き受けてくれた企業」として、県民に積極的に情報開示すべきである。

なお、犬猫の「回収」、「殺処分」及び「焼却処理」の三業務の四国の他の三県における事業スキームと情報公開度は次のとおりである。

ア ○○県

- ・回収業務 県有施設で県職員が担当。
- ・殺処分業務 県有施設で県職員が担当。
- ・焼却処理業務 県有施設で県職員が担当。
- ・情報公開度 業務を行っているのは「保健所」や「動物管理指導所」等で、施設名と場所等はホームページや電話問合せで公表。

イ ○○県

- ・回収業務 施設は県有施設。業務は民間委託。
- ・殺処分業務 県有施設で県職員が担当。
- ・焼却処理業務 県有施設で県職員が担当。運転準備業務や清掃業務は民間委託。
- ・情報公開度 県有施設は動物愛護センター。回収と焼却処理業務の一部を委託しているのは、○○。委託料は年間約○○円。施設名や受託業者名，金額等はホームページや電話問合せで公表。

ウ ○○県

- ・回収業務 施設は県有施設。業務は民間委託。
- ・殺処分業務 施設は県有施設。業務は民間委託。
- ・焼却処理業務 施設は県有施設。業務は民間委託。
- ・情報公開度 県有施設は県内2か所の小動物管理センター。受託業者は○○。委託料は3年間で約○○円。施設名や受託業者名，委託金額等はホームページや電話問合せで公表。

上記のとおり，○○，○○両県では焼却処理業務を委託している業者名を公表している。

○○県の受託業者，○○は，○○県からの委託業務（犬猫の回収・焼却処理業務の一部）のほか，運送・引越・環境・ビルメンテナンス・飲食事業を展開している。○○県の受託業者，○○は○○県からの委託業務（犬猫の回収・殺処分・焼却処理業務）のほか，建築工事・建築物の設計監理，不動産管理・労働者派遣事業を展開している。○○県は受託業者選定に際し，公募型プロポーザル方式を採用。三社から提案を受け，○○を受託業者に選定している。○○，○○両県とも，犬猫処理業務における受託業者名の公表においては，「社名公表による風評被害」を懸念することなく，業者名を公表している。自治体の犬猫処理業務においては，受託業者名の公表がすう勢になっているといえる。香川，愛媛，高知三県と徳島県との違いは，香川，愛媛，高知三県は施設が県有施設だが，徳島は民間施設だということである。

しかし，当方の調査によると，県が業務委託しているのは○○の民間業者だが，その所在地では焼却業務以外の事業を行っている形跡はない。業者名と住所を公表しても，受託業者が他に展開しているであろう事業に風評被害が及ぶ懸念は存在しない。

(3) 委託できる事業者について

「実施機関で殺処分した死体」は「死体」として独自に処理しているとのことであるが，○○市では「ペットの死体」及び「道路上の死体」は，一般廃棄物として次のとおり処理をしている。

- ・委託事業名 犬猫等死体収集処理事業
- ・事業概要 家庭，道路上の犬猫の死体に係る焼却処理を委託。
- ・委託先等 ○○（屋号：○○）

平成27年度の処理頭数：約〇〇頭

平成27年度の委託費：約〇〇円

・情報公開度 受託事業者名等は公開対象。

実施機関は、小動物処理業務を実施できるのは本件受託業者のみであることを主張しているが、上記のように、少なくとも県内に当該業務を実施できる業者は2者あるという点で、実施機関の主張は誤っている。

なお、この〇〇市の処理と県の処理を平成27年度実績で比較した場合、〇〇市の焼却処理頭数が県の処理頭数の約2倍であるにもかかわらず、委託費用は半分程度となっていることから、県が当該業者を入れて入札などを実施すれば、競争性が導入できるものとする。

#### (4) 公開による県の事業執行の支障について

実施機関は、本件受託業者名を公表すると、「今後一切、当該業務を引き受けてもらえなくなり、事業の適正な遂行に支障が生ずる」と説明する。

だが、焼却処理業務は「委託業務」であり、本来的に県が行うべき事業である。受託業者が見つからなければ、県がやればいだけの話である。香川、愛媛、高知三県が県有施設で処理を行っているのも、焼却処理業務は本来県がやるべき業務であるためである。〇〇県は現在、〇〇市と共同で動物愛護センター建設構想を進めている。

県も受託業者の意向に左右されることなく、焼却処理業務を適正に遂行できるような体制を構築すべきである。もし本当に本件受託業者が「名前を公表するなら、犬猫の死体、焼いたれへんぞ」というようなことを言っているのであれば、早急に委託契約を解除すべきである。

今回の受託業者名の公開問題は、県の情報公開のあり方だけでなく、県が本来やるべき業務をいかに執行していくかという問題である。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭理由説明等を要約すると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

### 1 条例第8条第2号の該当性について

#### (1) 法人の印影について

商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条第1項において、代表者の印影に係る印鑑証明書の交付を請求できる者を、印鑑を登記所に提出した者に限定している。すなわち、基本的には、代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、みだりに公開することは、その保護を失わしめることになり、条例第8条第2号の「法人の正当な利益を害するおそれがある」と判断し、非公開とした。

#### (2) 法人の住所及び名称並びに代表者の役職及び氏名について

## ア 本件受託業者からの要請等

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)及び動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)並びに徳島県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年徳島県条例第8号。)の規定に基づいて処分した犬、ねこ等の火葬の処理業務である当該事業については、住民感情等の中で慎重な対応が必要であるとともに、本件受託業者が展開している食品関連事業活動への風評被害による影響が懸念されることから、契約時において本件受託業者より法人名、住所及び代表者名の公表を差し控えるよう要請があり、条例第8条第2号の「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断し、非公開とした。

## イ 本県の特殊性

四国の他県を含め多くの自治体では、焼却施設が県有である。このため、犬猫の火葬を行う小動物処理業務の委託において、地域住民等から寄せられる苦情の窓口は自治体(県)となり、業者が直接的に風評被害にさらされるようなことは原則ない。

これに対し、本県においては、本件受託業者所有の焼却施設であることから、風評被害を直接本件受託業者が受けることとなり、他事業を展開している本件受託業者にとって正当な利益を損なうおそれがある。

また、一部の自治体においても、本県と同様な形態で民間に委託している事例がある。この場合においても地域住民や動物愛護団体等からの苦情申立て等による風評被害を想定し、本県と同様に、原則非公開としている。

加えて、本県は、小動物処理施設の建設を過去より模索してきたところであるが、地域住民の同意が得られず、平成15年度の動物愛護管理センターの設置についても施設内での殺処分と焼却施設を設置しない条件で建設が認められた経緯がある。

これらの事情により、本県では、特殊車両による搬送中に小動物を殺処分し、本件受託業者において焼却処分を実施する極めてまれな処理方法を行っている。

## 2 条例第8条第4号の該当性について

本件処分において非公開とした本件情報については、前記1のとおり、条例第8条第2号に該当するものであるが、同条第4号にも該当するものである。

### (1) 県が直接処理業務を執行できない理由

過去より犬猫を火葬する「小動物処理業務」について、県が直接業務執行を行うよう用地取得など施設建設に向け努力してきたが、嫌悪施設に対する住民感情は根強く、平成15年度の動物愛護管理センターの設置に際しては、施設敷地内で「犬猫の殺処分と火葬を行わないこと」を条件に建設が認められた経緯があることから、現状では、県が直接執行することは困難である。

(2) 本件受託業者に委託している理由

小動物処理業務を委託するに当たっては、次のとおり、環境対策、感染症対策、動物愛護等に配慮した焼却炉を指定するとともに、周辺住民対策等に万全を期すため、業務内容をよく理解し、かつ小動物処理業務を適正、確実に実施するために十分な能力を有することを契約条件としている。

- ① 周辺住民対策及び動物愛護の観点から、火葬処理を行う施設は「小動物処理特殊車両」を施設内に収納可能であること。
- ② 環境対策の観点から、ダイオキシンの発散を防止するため800℃以上の温度で焼却する能力を有する炉であること。
- ③ 動物由来感染症対策を含めた衛生上の観点から、野犬等の死体を取り扱うに際し、ペットとなる犬猫等から隔離された施設構造を有し、専用の焼却施設で適切に処理すること。

以上の条件を満たし、年間1,600頭の犬猫を処理する特殊業務を実施できる者は、県内に本件受託業者しか存在しないため、本件受託業者に委託している。

(3) 一般廃棄物として処理できない理由

異議申立人は、一般廃棄物処理業者に処理の委託ができるのではないかと主張している。しかし、一般廃棄物は、道路上で死んだ管理者不在の動物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物として処理することになるが、実施機関が扱う動物は無主物あるいは引き取られた動物であるため、動物愛護の観点から動物愛護法に従い適切に処理しなければならないところである。一般廃棄物としては扱わないため、火葬処理している。ただし、平成26年度以降は、火葬後の焼骨については、収容能力の関係もあり、産業廃棄物として処理することも可能としている。

(4) 県の事業の適正な遂行への支障について

前記(2)のとおり、委託可能な者は本件受託業者のみであり、万が一、公表することになれば、風評被害をおそれて本件受託業者に今後一切、当該業務を引き受けてもらえなくなり、継続した契約が実施できなくなるため、動物愛護及び公衆衛生上の見地から県の事業の適正な遂行に大きな支障が生じる。

したがって、条例第8条第4号の「県が行う事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と判断し、本件情報を非公開とした。

なお、県では生涯飼育の徹底をはじめとする「適正飼育の周知・啓発」をはじめ、(公社)徳島県獣医師会や動物愛護関係団体と連携した市町村における「不妊・去勢手術の助成制度」の導入支援などに取り組み、これまで殺処分頭数を削減してきたところであり、これまでの取り組みを更に強化・推進することにより、平成30年度には600頭を下回る見込みである。

犬猫の処分頭数が600頭程度になれば、ペット葬儀業者へも本事業の委託が可能になり、入札による業者選定が実施できることから、平成31年度から入札による業者選定及び受託業者名等の公開を行う予定である。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、実施機関が処分した小動物の火葬処理業務を委託するため本件受託業者との間で取り交わした平成27年度の「業務委託契約書」及びそれに添付された「仕様書」並びに委託業務完了後に本件受託業者から実施機関に提出される「委託業務完了報告書」（平成24年度、25年度及び26年度分）及び「実績報告書」（平成24年度、25年度及び26年度分）であり、いずれも、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

異議申立人は、本件請求に係る公文書のうち「業務委託契約書」及び「業務完了報告書」（以下「本件公文書」と総称する。）に記載されている本件受託業者に係る本件情報について公開を求めている。

### 2 本県の情報公開制度及び委託契約における情報公開の考え方について

#### (1) 情報公開制度について

条例第1条において「地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。」と定めている。

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、各条項の解釈及び運用は常に本条に照らして行わなければならない。地方自治の本旨に則った県政の運営は、憲法上の要請であり、これを推進する上において、県民の知る権利を尊重し県政の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにすることが重要である。

この条例は、この理念の下、「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること」を手段とし、「県政に対する県民の理解と信頼を深め」ることを第一次的な目的とし、「県民参加による公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とするものである。

したがって、この条例の目的を達成するためには、条例第8条に規定するとおり、当然、実施機関が保有する公文書は公開が原則となる。しかしながら、これらの公文書に記録されている情報の中には、公にすることによって個人や法人の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なうおそれのある情報も含まれており、これらも適

正に保護される必要がある。このため、条例では、公開することの利益と公開しないことの利益とを比較衡量した上で、公開しないことに合理的理由のある情報を「非公開情報」としてできる限り明確に定め、実施機関は、請求に係る公文書に記録されている情報がこの非公開情報に該当しない限り、公開しなければならないこととしている。

## (2) 委託契約における情報公開の考え方

地方公共団体の業務委託は、法令の根拠に基づく以外では、自らが直接実施するよりも効率的であったり、より良質のサービスの提供が期待できたり、特殊な設備や技術等を必要としたりするような場合に契約により広く行われている。契約の手法として入札の他、随意契約も認められているところであるが、いずれによっても委託先の選定や委託契約内容については、県の財務の運営の適正性や効率性の観点から透明性が強く求められているため、原則として、受託業者名を含めて公開してきたところである。これにより、県民は、県の財務の運営の適正性や効率性についてチェックすることができ、それが公正な行政運営に反映されていくことになるのであり、まさに情報公開制度の目的とするところである。

本件事案において、実施機関は、受託業者名等を条例第8条第2号及び第4号の非公開情報に該当すると主張しているが、これまで本県が行ってきた委託契約における受託業者名等の公開の運用と異なっているため、本件事案において受託業者名等を非公開とする特段の合理的理由が存するかどうか、以下検討する。

## 3 条例第8条第2号の該当性について

### (1) 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

本号にいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業



の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断することとする。

## (2) 条例第8条第2号の該当性について

### ア 法人の代表者の印影について

実施機関は、「代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、みだりに公開することは、その保護を失わしめることになる」ことを理由に、条例第8条第2号の「法人の正当な利益を害するおそれがある」と判断し、非公開としている。

本件公文書に記載された「法人の代表者の印影」は、認証的機能を有する性質のものであり、商業登記法第20条の規定に基づき登記所に登記された印鑑であると認められる。法人の代表者の印影は、取引上重要なものであり、これが公開されると、偽造等によって、当該法人に財産的損害を及ぼすおそれがある。

もちろん、法人の代表者の印影は、取引行為等を通じて相手方に開示され、相手方を通じて更に第三者に印影に係る情報が伝播する可能性がある。しかし、これらは、当該法人の意思あるいは当該法人と相手方間の慣習や信頼関係によって律される問題であり、伝播の可能性をもって法人の代表者の印影が広く知られる状態に置かれているものとは言えない。

したがって、法人の代表者の印影は、本号に規定する「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められ、また、同号ただし書に該当しないことは明白であることから、本号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

なお、当審査会で見分したところ、本件公文書には本件受託業者の「法人の印影」も記載されているが、この「法人の印影」については、一般に法人の名称を表示するもので、法人が事業活動を行う上での認証的機能を有する情報であるが、営業上自らが公表しているのが通例である。よって、本件事案においては、「法人の名称」と同一のものとして判断するものとする。

### イ 法人の代表者の印影を除く本件情報について

実施機関は、「本件受託業者が展開している食品関連事業活動への風評被害による影響が懸念される」こと及び「契約時において本件受託業者より法人名、住所及び代表者名の公表を差し控えるよう要請がある」ことを理由に、当該情報が条例第8条第2号の「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」と判断し、非公開としている。

しかしながら、「本件受託業者が展開している食品関連事業活動への風評被害による影響」は、推測による極めて抽象的で具体性を欠くものであるため、「正当な利益を害するおそれがある」と判断することはできない。

したがって、本件情報（法人の代表者の印影を除く。）は、本号本文に該当す

るとは認められず、実施機関の主張を採用することはできない。

#### 4 条例第8条第4号の該当性について

##### (1) 条例第8条第4号について

本号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象になる。

また、「当該事務又は事業」には、同種の手続き又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれるが、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

##### (2) 条例第8条第4号の該当性について

実施機関は、小動物を処理する施設を設置していないため県が直接業務執行できず、委託するほかないが、環境対策、感染症対策、動物愛護等の観点から委託に際して条件を設定しており、その条件を満たす事業者は県内に本件受託業者しかいないとして、もし受託業者の住所や名称等を公開すれば、本件受託業者に今後当該小動物処理業務を引き受けてもらえなくなり、県の事業の適正な遂行に支障が生じる旨主張している。

しかしながら、「条件を満たす事業者は県内に本件受託業者しかいない」という確証はない。また、昭和〇年の当初の契約の際には、本件受託業者しかいなかった事情があるのかもしれないが、それから今日まで40年以上が経過し、本件委託業務を取り巻く社会状況は変化しているものと思われる。そのような状況の変化等も考慮して、毎年委託業務契約を締結する際には、委託する業務内容や費用の適正性や効率性を十分に検討し、より適切な契約に改めていくのが望ましく、その観点から委託先の選定方法も見直していくべきものである。よって、本件受託業者が今後契約締結に応じない可能性があることをもって、法的保護に値するほどの「県の事業の適正な遂行に支障が生じるおそれ」があるとは認められない。

したがって、本件情報(法人の代表者の印影を除く。)は、本号に該当するとは認

められず、実施機関の主張を採用することはできない。

## 5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、本件事案において受託業者名等を非公開とする特段の合理的理由が存しないことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成27年 9月16日	諮問
10月15日	実施機関からの理由説明書を受理
11月24日	異議申立人からの意見書を受理
12月11日	実施機関からの追加理由説明書を受理
平成28年 1月 5日	異議申立人からの追加意見書を受理
1月28日	審議（第133回審査会）
3月15日	審議（第134回審査会）
5月16日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第135回審査会）
6月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議（第136回審査会）
7月27日	審議（第137回審査会）
8月29日	審議（第138回審査会）
10月 3日	審議（第139回審査会）

11月17日	審議（第140回審査会）
12月12日	審議（第141回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏名	職業等	備考
上原 克之	徳島大学大学院 総合科学研究部 准教授	会長職務代理者
大道 晋	弁護士	会長
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	
益田 歩美	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	